

令和 6 年

9 月加賀市議会定例会議案

# 令和6年9月加賀市議会定例会議案

## －目 次－

議案番号	件名	頁
議案第62号	令和6年度加賀市一般会計補正予算.....	別冊
議案第63号	令和6年度加賀市後期高齢者医療特別会計補正予算.....	別冊
議案第64号	令和6年度加賀市介護保険特別会計補正予算.....	別冊
議案第65号	令和6年度加賀市病院事業会計補正予算.....	別冊
議案第66号	令和6年度加賀市水道事業会計補正予算.....	別冊
議案第67号	令和6年度加賀市下水道事業会計補正予算.....	別冊
議案第68号	加賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について.....	1
議案第69号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について.....	3
議案第70号	加賀市国民健康保険条例の一部改正について.....	4
議案第71号	加賀市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について.....	5
議案第72号	加賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について.....	7
議案第73号	令和5年度加賀市決算認定について.....	8
議案第74号	令和5年度加賀市病院事業会計決算認定について.....	9
議案第75号	令和5年度加賀市水道事業会計決算認定について.....	10

議案第76号	令和5年度加賀市下水道事業会計決算認定について.....	11
議案第77号	事務の相互委託の廃止について.....	12
議案第78号	事業契約について.....	13
議案第79号	物品購入契約について.....	14
議案第80号	加賀温泉駅にぎわい交流施設の指定管理者の指定について.....	15
議案第81号	市道路線の認定について.....	16

議案第68号

加賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

加賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年8月27日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

加賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年加賀市条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表第2第2項及び第5項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表第6項中「若しくは特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)」を削り、同表第7項中「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する情報(以下「国民健康保険給付関係情報」という。)、」を「医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)若しくは」に、「後期高齢者医療給付の」を「医療に関する給付の」に、「後期高齢者医療給付等関係情報」を「医療保険給付等関係情報」に改め、同表第8項中「後期高齢者医療給付等関係情報」を「医療保険給付等関係情報」に改

め、同表第10項中「国民健康保険給付関係情報」を「医療保険給付等関係情報」に改め、同表第11項中「国民健康保険給付関係情報」を「医療保険給付等関係情報」に改め、「後期高齢者医療給付等関係情報」を削り、同表第13項中「国民健康保険給付関係情報」を「医療保険給付等関係情報」に改め、同表第14項中「又は特例給付」を削り、同表第17項及び第18項中「国民健康保険給付関係情報」を「医療保険給付等関係情報」に改め、同表第21項中「国民健康保険給付関係情報又は後期高齢者医療給付等関係情報」を「又は医療保険給付等関係情報」に改め、同表第22項中「国民健康保険給付関係情報」を「医療保険給付等関係情報」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

議案第69号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和6年8月27日提出

加賀市長 宮元 陸

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(加賀市監査委員条例の一部改正)

第1条 加賀市監査委員条例(平成17年加賀市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(加賀市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 加賀市病院事業の設置等に関する条例(平成17年加賀市条例第137号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(加賀市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 加賀市上下水道事業の設置等に関する条例(平成17年加賀市条例第198号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第70号

加賀市国民健康保険条例の一部改正について

加賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年8月27日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

加賀市国民健康保険条例(平成17年加賀市条例第155号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

議案第71号

加賀市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

加賀市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年8月27日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加賀市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成27年加賀市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第2条第1項中「各被保険者」の前に「介護保険の」を加え、同条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に、「次条第2項において」を「以下」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「次項において」を「以下」に、「職員の」を「職員及びその」に改め、「員数」の次に「(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)

よることができる。次項において同じ。)」を加え、同項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の66第1号イ(3)」に、「主任介護支援専門員研修を修了した者」を「主任介護支援専門員」に改め、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に、「においてその職務に従事する職員の員数」を「に置くべき職員及びその員数」に改め、同項の表中「職員の員数」を「地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数」に、「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第72号

加賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

加賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年8月27日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年加賀市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第73号

### 令和5年度加賀市決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度加賀市歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和6年8月27日提出

加賀市長 宮 元 陸

- 1 令和5年度加賀市歳入歳出決算
  - (1) 一般会計歳入歳出決算
  - (2) 国民健康保険特別会計歳入歳出決算
  - (3) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
  - (4) 介護保険特別会計歳入歳出決算
  - (5) 加賀山代温泉財産区特別会計歳入歳出決算
  - (6) 加賀山中温泉財産区特別会計歳入歳出決算
- 2 地方自治法第233条第5項に規定する添付書類
  - (1) 主要施策報告書
  - (2) 歳入歳出決算事項別明細書
  - (3) 実質収支に関する調書
  - (4) 財産に関する調書

## 議案第74号

### 令和5年度加賀市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和5年度加賀市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和6年8月27日提出

加賀市長 宮 元 陸

- 1 令和5年度加賀市病院事業会計決算
- 2 地方公営企業法第30条第6項に規定する添付書類
  - (1) 事業報告書
  - (2) キャッシュ・フロー計算書
  - (3) 収益費用明細書
  - (4) 固定資産明細書
  - (5) 企業債明細書

## 議案第75号

### 令和5年度加賀市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和5年度加賀市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和6年8月27日提出

加賀市長 宮 元 陸

- 1 令和5年度加賀市水道事業会計決算
- 2 地方公営企業法第30条第6項に規定する添付書類
  - (1) 事業報告書
  - (2) キャッシュ・フロー計算書
  - (3) 収益費用明細書
  - (4) 固定資産明細書
  - (5) 企業債明細書

## 議案第76号

### 令和5年度加賀市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和5年度加賀市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和6年8月27日提出

加賀市長 宮 元 陸

- 1 令和5年度加賀市下水道事業会計決算
- 2 地方公営企業法第30条第6項に規定する添付書類
  - (1) 事業報告書
  - (2) キャッシュ・フロー計算書
  - (3) 収益費用明細書
  - (4) 固定資産明細書
  - (5) 企業債明細書

## 議案第77号

### 事務の相互委託の廃止について

加賀市と金沢市、小松市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町及び内灘町との間の証明書の交付等に係る事務の委託に関する規約(平成20年3月24日議決)について、次のとおり規約を制定し、委託した事務を廃止する。

令和6年8月27日提出

加賀市長 宮 元 陸

### 証明書の交付等に係る事務の委託に関する規約を廃止する規約

証明書の交付等に係る事務の委託に関する規約は、廃止する。

#### 附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第78号

事業契約について

次のとおり事業契約を締結する。

令和6年8月27日提出

加賀市長 宮 元 陸

- 1 事業名 公共施設照明LED化事業
- 2 契約金額 854,000,000円
- 3 契約の相手方 石川県加賀市山代温泉北部一丁目4番地  
合同会社TEAM Y K G  
代表社員 山口電設株式会社  
職務執行者 山口 尚彦

議案第79号

物品購入契約について

次のとおり物品購入契約を締結する。

令和6年8月27日提出

加賀市長 宮 元 陸

- 1 品名及び数量 消防ポンプ自動車(加賀4) 1台
- 2 契約金額 42,680,000円
- 3 契約の相手方 石川県金沢市浅野本町口145番地  
長野ポンプ株式会社  
代表取締役 長野 幸浩

議案第80号

加賀温泉駅にぎわい交流施設の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和6年8月27日提出

加賀市長 宮 元 陸

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所在地 加賀市作見町ヲ6番地2

名称 加賀温泉駅にぎわい交流施設

指定管理者

所在地 富山県富山市中野新町一丁目2番10号

名称 株式会社ホクタテ

指定期間

令和6年11月1日から令和11年3月31日まで

議案第81号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように認定する。

令和6年8月27日提出

加賀市長 宮 元 陸

路線名	起 点	終 点	道路延長	道路幅員
市道B 第432号線	山代温泉壱七1010番1	山代温泉四七乙18番3	863.3m	5.3m～9.6m

# 【参考資料】

## 条例案件新旧対照表

令和 6 年

9 月加賀市議会定例会

令和6年9月加賀市議会定例会  
条例案件新旧対照表

－目 次－

	件 名	頁
(議案第68号)	加賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例の一部改正について.....	1
(議案第69号)	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に 関する条例について.....	8
(議案第70号)	加賀市国民健康保険条例の一部改正について.....	11
(議案第71号)	加賀市地域包括支援センターの人員及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正について.....	12
(議案第72号)	加賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運 営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準を定め る条例の一部改正について.....	15

加賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年加賀市条例第56号)新旧対照表

現行			改正後(案)			備考
※本則 略  ※別表第1 略 別表第2(第4条関係)			※本則 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和6年12月2日から施行する。</u> ※別表第1 略 別表第2(第4条関係)			
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報	
※1 略			※1 略			
2 市長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)又は加賀市医療費助成条例によるひとり親家庭	2 市長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)又は加賀市医療費助成条例によるひとり親家庭	

		の親及び子の医療費助成に関する情報(以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
※3・4 略		
5 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金___の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害児通所支援関係情報、身体障害者手帳関係情報、障害福祉サービス等関係情報又は公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する情報(以下「公営住宅関係情報」という。)であって規則で定めるもの
6 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	障害児通所支援関係情報、身体障害者手帳関係情報、障害福祉サービス等関係情報、地方税関係情報、公営住宅関係情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下

		の親及び子の医療費助成に関する情報(以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
※3・4 略		
5 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害児通所支援関係情報、身体障害者手帳関係情報、障害福祉サービス等関係情報又は公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する情報(以下「公営住宅関係情報」という。)であって規則で定めるもの
6 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	障害児通所支援関係情報、身体障害者手帳関係情報、障害福祉サービス等関係情報、地方税関係情報、公営住宅関係情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当___

		同じ。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給若しくは地域生活支援事業の実施に関する情報(以下「自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの			の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給若しくは地域生活支援事業の実施に関する情報(以下「自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
7 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する情報(以下「国民健康保険給付関係情報」という。)、	7 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報、医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭



		成に関する情報(以下「医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
※9 略		
10 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報、生活保護関係情報、 <u>国民健康保険給付関係情報</u> 又は児童手当関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報、 <u>国民健康保険給付関係情報</u> 、国民年金関係情報、 <u>後期高齢者医療給付等関係情報</u> 又は自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
※12 略		
13 市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>国民健康保険給付関係情報</u> 又は加賀市医療費助成条例によるこどもの医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの
14 市長	児童手当法による児童手	国民年金関係情報又は子ども

		成に関する情報(以下「医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
※9 略		
10 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報、生活保護関係情報、 <u>医療保険給付等関係情報</u> 又は児童手当関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報、 <u>医療保険給付等関係情報</u> 、国民年金関係情報 又は自立支援給付関係情報 であって規則で定めるもの
※12 略		
13 市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>医療保険給付等関係情報</u> 又は加賀市医療費助成条例によるこどもの医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの
14 市長	児童手当法による児童手	国民年金関係情報又は子ども

	当又は特例給付の支給に 関する事務であって規則 で定めるもの	も・子育て関係情報であっ て規則で定めるもの
※15・16 略		
17 市長	介護保険法による保険給 付の支給、地域支援事業の 実施又は保険料の徴収に 関する事務であって規則 で定めるもの	生活保護関係情報又は国民 健康保険給付関係情報であ って規則で定めるもの
18 市長	健康増進法(平成14年法律 第103号)による健康増進 事業の実施に関する事務 であって規則で定めるも の	生活保護関係情報、地方税 関係情報又は国民健康保険 給付関係情報であって規則 で定めるもの
※19・20 略		
21 市長	加賀市医療費助成条例に よる心身障害者に対する 医療費助成に関する事務 であって規則で定めるも の	身体障害者手帳関係情報、 生活保護関係情報、地方税 関係情報、国民健康保険給 付関係情報又は後期高齢者 医療給付等関係情報であっ て規則で定めるもの
22 市長	加賀市医療費助成条例に よるこども並びにひとり 親家庭の親及び子の医療	身体障害者手帳関係情報、 生活保護関係情報、地方税 関係情報、国民健康保険給

	当_____の支給に 関する事務であって規則 で定めるもの	も・子育て関係情報であっ て規則で定めるもの
※15・16 略		
17 市長	介護保険法による保険給 付の支給、地域支援事業の 実施又は保険料の徴収に 関する事務であって規則 で定めるもの	生活保護関係情報又は医療 保険給付等関係情報 であ って規則で定めるもの
18 市長	健康増進法(平成14年法律 第103号)による健康増進 事業の実施に関する事務 であって規則で定めるも の	生活保護関係情報、地方税 関係情報又は医療保険給付 等関係情報 であって規則 で定めるもの
※19・20 略		
21 市長	加賀市医療費助成条例に よる心身障害者に対する 医療費助成に関する事務 であって規則で定めるも の	身体障害者手帳関係情報、 生活保護関係情報、地方税 関係情報又は医療保険給付 等関係情報 _____であっ て規則で定めるもの
22 市長	加賀市医療費助成条例に よるこども並びにひとり 親家庭の親及び子の医療	身体障害者手帳関係情報、 生活保護関係情報、地方税 関係情報、医療保険給付等

費助成に関する事務であって規則で定めるもの	付関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報又は子ども・子育て関係情報であって規則で定めるもの
-----------------------	--

※別表第3 略

費助成に関する事務であって規則で定めるもの	関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報又は子ども・子育て関係情報であって規則で定めるもの
-----------------------	---

※別表第3 略

第1条関係 加賀市監査委員条例(平成17年加賀市条例第9号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第4条まで 略 (特別監査の着手)</p> <p>第5条 法第75条第1項及び第242条第1項の規定による監査の請求を受け、又は法第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに第243条の2の8第3項の規定による監査の請求若しくは要求があった場合には、監査委員は、7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特にやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第4条まで 略 (特別監査の着手)</p> <p>第5条 法第75条第1項及び第242条第1項の規定による監査の請求を受け、又は法第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに第243条の2の9第3項の規定による監査の請求若しくは要求があった場合には、監査委員は、7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特にやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>※以下 略</p>	

第2条関係 加賀市病院事業の設置等に関する条例(平成17年加賀市条例第137号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第6条まで 略                      (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第6条まで 略                      (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p> <p>※以下 略</p>	

第3条関係 加賀市上下水道事業の設置等に関する条例(平成17年加賀市条例第198号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第4条まで 略                      (議会の同意を要する賠償責任の免除)                      第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)  <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。                      ※以下 略</p>	<p>※第1条から第4条まで 略                      (議会の同意を要する賠償責任の免除)                      第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)  <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。                      ※以下 略</p>	



加賀市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成27年加賀市条例第25号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第4項の規定により、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 地域包括支援センターは、次条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、_____各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、_____各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次条第2項において同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。次項において同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専ら</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第5項の規定により、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 地域包括支援センターは、次条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、<u>介護保険</u>の各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、<u>介護保険</u>の各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ_____に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下_____同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下_____同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専ら</p>	

その職務に従事する常勤の職員の数

---



---



---



---



---

は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の68第1項  
に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その  
他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要で

その職務に従事する常勤の職員及びその員数(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)

は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ  
(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その  
他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要で

あると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターにおいてその職務に従事する職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当区域の第1号被保険者の数に応じ、同表右欄に定めるところによる。

担当区域の第1号被保険者の数	職員の員数
おおむね1,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の職員で <u>前項第1号</u> に掲げる者を1人及び専らその職務に従事する常勤の職員で同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

※以下 略

あると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当区域の第1号被保険者の数に応じ、同表右欄に定めるところによる。

担当区域の第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の職員で <u>第1項第1号</u> に掲げる者を1人及び専らその職務に従事する常勤の職員で同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

※以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

加賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年加賀市条例第26号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第13条まで 略 (指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の意見を聴かなければならないこと。</p> <p>※(2)から(4)まで 略</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第13条まで 略 (指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ___に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の意見を聴かなければならないこと。</p> <p>※(2)から(4)まで 略</p> <p>※以下 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	